

野田市要保護児童対策地域協議会要綱の一部を改正する告示  
を次のように定める。

令和5年2月3日

野田市長 鈴木 有

## 野田市告示第15号

### 野田市要保護児童対策地域協議会要綱の一部を改正する告示

野田市要保護児童対策地域協議会要綱（平成18年野田市告示第73号）の一部を次のように改正する。

第10条中「野田市児童家庭部」を「野田市健康子ども部」に改める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の野田市要保護児童対策地域協議会要綱第10条の規定は、令和4年4月1日から適用する。